

〈研究ノート〉

児童収容施設の形成・展開過程（そのⅠ）

——上毛孤児院の経営・財政の整備過程について

一八九七（明治三〇）年～一九〇二（明治三五）年

宇 都 栄 子

一 問題視点

明治維新の政治的変革と共に、大きくその性格を変えたものの一つに人々の生活困窮時の救済組織がある。

明治期に入り、人々が日々の生活を営んでいるむらの枠をこえたところに、日々の生活の再生産に支障をきたす事態が生じた時の対応策の一つとして、常設の施設（救療、救貧、育児、養老、不良少年感化等）が多数創設されたということも、それまでの救済のあり方とは大きく異なる点といつてよい。

なかでも、児童の養育担当及び責任者等が、死亡、貧困、逃亡等により一時的にか永久的にかその養育機能を果たし得なくなった時、それに対応する方策の一つとして、孤児院あるいは育児院と称呼される児童収容施設が、明治期に入り多数設立されたのは注目に値することであった。本稿はこの児童収容施設の形成・展開過程に焦点をあてようとするものである。

日本社会における救済組織、制度の整備過程の特質を把握することは、政府政策にみられる全体社会的規模での制度整備過程の検討と共に、隣保相扶、民間慈善事業家による具体的事例の積み重ねが必要だと思うからである。

そこで、本稿では、一八九二（明治二五）年、前述したような児童収容施設としては二〇数番めに設立された上毛孤児院⁽¹⁾（現称社会福祉法人上毛愛隣社、群馬県前橋市）を調査研究対象とする。そしてその経営・財政組織の初期の整備過程、一八九七（明治三〇）年から一九〇二（明治三五）年を中心に検討せんとするものである。

上毛孤児院を調査研究対象とした理由は、第一には、現在も施設が存続しているということである。このことは施設の形成・展開過程をみていくうえで重要な意味あいを持つてくる。第二には、施設の存立基盤、施設の生活全般にかかわる文書資料が散逸したとはいえ、かなり保存されているということである。育児施設の構成要素としては、児童（対象者）、経営者（経営主体）、従事者（実践主体）が考えられる。さらに施設での日々の生活は Cultural Vacuum（文化的真空状態）においてあるわけではない。従ってそこの生活が具体的に展開されるにあたっては、施設をとりまく歴史的社会的諸条件に規定されるのは当然のことである。それら諸条件の一つに地域住民との関係があり、これは、看過し得ない条件である。以上のことより、育児施設は児童、経営者、従事者、地域住民・後援者を構成要素としていえる。こうした構成要素別に上毛愛隣社所蔵資料を整理すると、

① 入院児童に関する資料

収容児身分帳、年度別入退院児控簿、収容者人名簿、棄孤児入院に関する綴、戸籍謄本綴込、写真（施設内の日常生活について撮影したもの）、その他各種文書中に児童に関する事項有。上毛孤児院月報中の記事

② 経営に関する資料

創設者たちの日誌、来信・発信・返信控簿、上毛孤児院設立主意書、基本金に関する綴、借入金に関する綴、本院創立以来収支年別表等財政関係資料、(業務)日誌(明治三八年以降)、公文書綴込、諸報告綴、院の組織並に登記に関する綴 上毛孤児院月報中の記事

③ 従事者に関する資料

諸報告綴等の中に従事者の履歴・給与等の書類有。上毛孤児院月報中の記事

④ 地域住民・後援者に関する資料

上毛孤児院月報の寄稿論文並びに寄附者一覧、寄附金品控帳、寄附金品並に物品人名簿、慈善会決算報告書、新聞記事スクラップ

等の第一次資料の他、『上毛孤児院十年紀』、『上毛愛隣社八十年史』等の院史も編纂されている。

第三には、初期の上毛孤児院で成長された方々が幾人かおられ、文書資料のみならず、そうした人々からのききとりも可能であるということがある。かなりな量の文書資料があるとはいえ、そこから当時の施設での生活を把握することには限界が生じてくると思われる。こうした文書資料の書き手は、ほとんど経営者、従事者、役人であり、その内容はそうした条件に規定されざるを得ない。そこへ入院児童の側からみた施設観が得られるということは大変意味が深い。その他、上毛愛隣社に有力な協力者を得ることができたこと、さらに、前橋は筆者の居住地東京より電車にて二時間余の位置にあり、現地調査を実施し易く、従って、資料の閲覧に便利であることも理由の一つであった。

(註1) 上毛孤児院は一八九二(明治二五)年六月三〇日、群馬県前橋市岩神村に宮内文作、横地源七郎、金子尚雄によつ

て設立された。宮内は前橋教会員であり、当時、「住吉屋」という旅館を經營していた。一八九一（明治二四）年一〇月二八日に起った濃尾地方の震災の惨状——特に孤児の——を旅客より伝え聞き、孤児救済を決心したが、既に石井十次等が「震災孤児院」を設立したことを聞き、その計画をやめた。その後「社会ハ廣シ人々ハ多シ其内孤タルモノ蓋シ幼ナカラサルベシ、去ラバ当地方ニモ一ツノ孤児院ヲ設立シテ、附近ノ孤児ヲ救養スル事ハ最モ大切ナルコト」と決心し、同じ教会員で孤児保護に関心のある青年金子尚雄を養育主任として発足したのであった。

二 上毛孤児院經營組織の整備過程

1、創設当初の院組織

一八九二（明治二五）年の創設時より一八九七（明治三〇）年頃までの上毛孤児院は余り組織だった活動はしていない。しかし、わずかながら組織とおぼしきものも見られるのでふれてみたい。創設時の「上毛孤児院設立主意」にその一端をうかがうことができるので次に全文を掲げる。

上毛孤児院設立主意

天下憐ムヘキモノ誠ニ多シ而シテ就中憐ムヘキモノ最モ甚シキモノ孤児ニ及フモノナカルベシ彼レニハ彼レヲ養フヘキ父モナク彼ヲ暖ムヘキ母モナシ從テ幸福ナル喜樂ナル家庭アラシヤ故ニ彼ハ父母親近ノ愛撫ニ育ツ能ハスシテ往々自活ノ道ニ窮シ饑ニ泣キ凍ニ悲ミ遂ニ至ル偶々漸ク生長スルアルモ實ニ天賦ノ美性ヲ破毀シテ既ニ不可救ノ不正不良ノ境界ニ陥落ス豈惜シムヘキヲニアラスヤ然レハ彼等ハ決シテ別ニソノ種アリテ然ルニアラス若シ夫レ之ヲ救養シ之ヲ教育スルニ於テハ假令賢明厚德ノ人トナス能ハサルモ尚以テ尋常一般ノ人タラシムルヲ得ベシ而シテ人之ヲ思ハス社会亦之ヲ顧ミスソノ浪々轉々墮落スルガ儘ニ委棄ス呼鳴何等ノ悲シキヲゾ天下

仁慈ノ心アルモノ誰カ之ヲ忍フコトヲ得ンヤ

其故ニ吾等茲ニ上毛孤児院ヲ設立ス素ヨリ資力アルニヨルニ非ス徳識アルニヨルニアラス唯天父ハ吾等カ情耐ヘシテ成ス処ヲ顧ミ給フヲ信スルカ故ニ其ノ恩祐ニヨリ給フ所ヲ以テ孤児ト共ニ衣食シ且之ヲ教ヘ導キ以テ其發育ヲ圖リ彼等ヲシテソノ墮落スベキノ境界ヨリ脱セシメ而シテ吾等ハ之レカ為メニ生涯ノ全力ヲ捧ゲ致サント欲スルナリ

吾等ノ真意斯ノ如シ天下若シ同志ノ兄弟アリテ吾等ノナス所ヲ贊助シ給ハ、吾等ノ幸ト喜何モノカ之ニ加カンヤ

定 則

一、本院ハ基督教主義ニシテ普ク無告可憐ノ孤児ヲ救養スルヲ以テ目的トス

一、本院ノ維持ハ天下慈善家ノ寄附金品ニヨリ決シテ他ヨリ負債セス

一、本院ハ将来孤児ヲシテ獨立自活セシメンカ為毎日定時間ノ労働ヲナサシメ又日用必須ノ學藝ヲ教授ス

群馬縣前橋市岩神村一四九番地

明治廿五年六月

上毛孤児院

発企人 宮内 文作

横地 源七郎

主任 金子 尚雄

本主意書の後段の「定則」に、入院基準、維持の方法、教育方法とも言うべきことについて記してある。しかし、どのようにしてこの入院基準にあう「無告可憐ノ孤児」を受付けるのか、「慈善家ノ寄附金品」をどのようにして集めるのか、「定時間ノ労働」「日用必須ノ学藝」をどのようにして教授するのか、いずれも明記したものはない。

入院事例より見るに、教会関係者からの紹介によって創設当初の孤児たちは入院しているようである。また寄附も既に拙稿「児童収容施設と支援する人びと」(上毛愛隣社九〇周年記念、一九八二年一月)でふれたように、前橋教会を中心とした支援者たちによって寄せられている。以上のことより、創設当初は、創設者たちの所属した前橋教会を中心とした教会関係者たちの支援で成りたっており、その輪はあまり大きく広がっておらず、また積極的に広げようとの試みもされていなかったということがわかった。

何故、広く支援を求めなかったのだろうか、『上毛孤児院十年紀』によると、「勿論宮内翁といひ金子氏といひ當初より洽く告げ廣く傳へ以て同志の助力を求めば院業の發達擴張を圖る点に於て勞少なくて長足の進歩を爲し得らるべきを知らざるにあらず、然れども輕舉妄動、廣告的の運動をなさば、心なき世人に誤解せられ、徒らに批難と嘲笑とを招かんことを虞れ、創立以來慎重の態度をとり、自然の發達に任せたり」(「附録」二八頁)とある。このことは一八八七(明治二〇)年来日したジョージ・ミューラーの影響が大であったようである。

院児たちの教育については、学齡児童は敷島小学校へ、幼児は清心幼稚園に入園させた。また、将来の自活のための労働としては、一八九五(明治二八)年より、養蚕を開始している。前年の九四(明治二七)年七月二〇日前橋基督教会堂において開催された、上毛孤児院二周年紀念会における金子尚雄の挨拶草稿と推定される文書の中には、設立主意書の定則の三に関連することとして次のように述べている。

「第三條ノモ過去ノハ申上ルノモ耻入リタルヲデス、何故ナレバ先キニ申セシ通りニ家庭ノ有様カメチャ
 〳〵テシタカ仕事モナク散ユルコトモ出来ズニオリコノタメ学問ノ方モ之トイフ進歩モナク之レトイフ程ノ結果
 ノ申上ルモノモナイノデス、シカシ将来ハ、孤児院ノ仕事トシテ造花ヲシタイ考ヘテ不完全ナカラ器具モ原料モ
 略ホ揃ツテ居リマスカラ不日着手スルヲニ致シマス、素ヨリ今日ハ不完全ナカラ只此目的ニ向ツテ全力ヲ尽ス考
 ヘテアリマス」とあり、造花づくりを子供たちの将来の自活の道の一つとして考えていたようであるが、この
 後、このことに關する記述は見当たらず、また實際に実施した形跡もない。

児童の保護救養のあり方としては「出来ル丈多ク家族的ノ快樂ヲ與ヘタイ」として、養育主任金子尚雄を「お
 父さん」、院母を「お母さん」と呼ばせていたということである。

このように創設当初の上毛孤児院は、教会関係者等より連絡を受けた「無告可憐ノ孤児」を、「身内」の（前
 橋教会員並びにその他教会関係者）「慈善家ノ寄附金品」によつて「家族的」処遇によつて養育主任金子夫妻が
 養育したのであった。そして院主宮内文作並びにその友人横地源七郎は財政担当者として寄附金品の収集を行う
 と共に自ら寄附金品を院に寄せた。

2、財団法人の申請と『孤兒之友』発刊

明治三〇（一八九七）年代に入り、上毛孤児院は組織確立への道を歩み出した。この年の一〇月中旬には、基
 本金募集に着手している。その理由は「院業の擴張に伴ふて出費漸く嵩み來り、毎月の維持を單に臨時の寄附金
 のみ依頼するの危きを感じた」⁽²⁾からであった。翌年、明治三一（一八九八）年五月には院舎敷地四二〇坪を購
 入、敷地建物等院の所有とすると同時に、後述する趣意書を広く市内に配付、予約寄附金の募集を開始した。⁽³⁾
 さらに十月十日には左記の財団法人認可願を内務大臣へ提出している。

財団法人認可願⁽⁴⁾

群馬縣前橋市岩神村百四十九番

上毛孤兒院

本院ハ明治貳拾五年六月三十日ヨリ施行シ来リタルモノニシテ民法施行法第一九條ニ依ルモノト存候間認可相成度別紙寄附行為書相添ヘ此段奉願候也

群馬縣前橋市桑町三十一番地住

上毛孤兒院財産管理理事

明治三十一年十月十日

宮内文作

全縣全市岩神村百四十九番地住

上毛孤兒院養育主任理事

金子尚雄

内務大臣伯爵板垣退助殿

本申請は明治三四（一九〇一）年九月九日内務省指令第三四号をもって許可された。財団法人となつてからの組織規程については3で述べるとして、ここでは、財団法人申請に引続きなされた院組織確立への歩みをさらにたどつてみることにする。

明治三二（一八九九）年二月より月刊誌を發刊、『孤兒之友』としたのもその一つであつた。本月報の發刊について『上毛孤兒院十年紀』は「大に進撃的の方針を執りて飛躍を試みんとし」（附録三〇頁）と評している。「孤

児乃友發刊之辭」によれば、本誌發刊によって目ざしたことは以下のことであった。

(前略)

爾來事業の好果を祈り發達を冀ふの念は一日も止む時なかりしと雖も心なき世人に誤解せられ徒らに批難と嘲笑とを招かんなどを慮りて蒙も廣告的の舉動を爲さず自ら進んで強て金品の寄附を促さず心静かに時機の到るを待ち以て自然の發達に任せたりき然れとも皇天の祝福優かにして絶へず其惠護を蒙り世上亦幾多の知己ありて常に其贊助を辱ふし事業は著々其歩武を進めて將に一新紀元を開かんとするの運に到りぬ感謝せざるへけんや

故を以て茲に、今後毎月一回本紙『孤兒之友』を發刊して諸君の前に致し廣く世間に領ちて事業の成績を報し併せて本院を社會に紹介して相互の聯絡を保ち更に知己を天下に求めて將來の畫策を爲さんとす若し夫れ本院の經歷と現在の狀況等の如きは順次之を錄して紙上に活現せしめんことを期す世の仁人慈士幸ひに本紙によりて當院の事業を詳悉せられ社會の改善進歩の爲め將た人情の美を爲さんか爲めに常に渥き同情を寄せられ長へに孤兒の友を以て任せられんことを之を發刊の辭とす

また、養育主任金子尚雄によれば、「寄贈の金品が如何に消費せられ如何なる用途に充てらるゝかを詳記し毫厘の微も濫にせざることを公告して其収支を明白ならしめんとす」ということも大きな目的であった。本紙上、寄附金品、収支状況等について号が進むにつれてかなりのスペースがとられていったことから、孤兒院経営への賛助者たちへの報告の意味が大であったことがわかる。

3、賛助員制と地方委員制度

さらに、明治三二（一八九九）年二月には昨年来の計画であつた予約寄附者¹¹賛助員一千名の募集に際し、地方委員制度を設けた。

地方の特志家に地方委員の事務を囑託し、賛助金募集、月報の配布、孤児入院等の周旋を冀うという制度であつた。

明治三五年（一九〇二年）年時で左の三九名¹²であつた。

北甘樂郡下仁田町	有賀みよ	佐波郡名和村柴町	森川抱次
同郡吉田村字南蛇井	安部嘉平	同郡伊勢崎町	磯部市次郎
同郡富岡町	原澤東逸	同郡同町	星野助三郎
同郡同町	古澤小三郎	同郡同町	戸谷清一郎
同郡同町	黛治良	同郡同町	武孫平
同郡同町	中條伊之吉	同郡殖蓮村	武安藏
同郡小野村	松井十藏	同郡連取村	森村堯太
多野郡藤岡町	飯塚伊平	吾妻郡澤田村字山田	岡田虎松
同郡同町	小川徳太郎	高崎市本町	宮原六太
同郡小野村字中島	栗原兵次郎	同市	福田福太郎
同郡同村	中島惣藏	同市	山之井金之助
同郡鬼石町	金子小太郎	群馬郡澁川町	並木辨吉
山田郡大間々町	富澤政八郎	山田郡桐生町	川島善四郎

児童収容施設の形成・展開過程

表1 地方委員県・郡・市別
明治35年現在

県・郡・市別		人 数
群馬県	郡 甘 楽	7
	野 郡	5
	波 郡	7
	妻 郡	1
	崎 市	3
	馬 郡	1
	田 郡	3
	水 郡	6
	根 郡	2
	利 郡	2
埼玉県		1
栃木県		3
合 計		39

表2 地方委員数

年 ・ 月	人 数
明治32・3	14
〃 ・ 4	21
〃 ・ 5～10	22
明治33・2	24
〃 ・ 4～12	25
明治34・1	26
〃 ・ 2～12	29
〃 ・ 1～2	31
〃 ・ 3～10	36
〃 ・ 11～8	39
明治37・1～ 明治38・4	48
明治39・5～ 明治40・8	47

かる。地方委員は『孤児乃友』『上毛孤児院月報』などの記事より見るに、基督教会員が多かったようである。地方委員の数は、月報の院況一班によって明治三三年より同四〇年まで明らかである。院況一班においては員数のみ明らかであり、県・郡・市別といった構成のあり方までは明らかにしていない。

山田郡川内村	木村龍吉	利根郡沼田町	角田茂登造
碓氷郡安中町	久保庭幸三郎	同郡同町	屋代武記
同郡同町	室橋信好	埼玉縣南埼玉郡川通村	金子雄四郎
同郡同町	中村清次郎	栃木縣足利町	森本鐵右衛門
同郡松井田町	松本庄三郎	同縣同町	足利武千代
同郡原市町	半田今作	同縣同町	森田金之助
同郡後閑村	長加部寅吉		

地方委員はその設置当初企画されたように賛助金品の募集、孤児の入院の周旋において多にその機能を發揮したのみならず、明治三四年以降開催された慈善演芸会・幻灯演芸会に際しても支援を惜しなかった。このことは『上毛孤児院月報』に明らかである。

4、財団法人に伴う組織規程の整備

先にも触れたように、明治三四（一九〇一）年九月九日内務省指令戊第三四号をもって上毛孤児院の財団法人申請は許可され、九月二七日には法人設立登記を完了『孤児乃友』第三三号誌上にて「財団法人の設立に際しては、治く縣下の仁士に訴ふ」との記事を掲載している。「之れで本院の事業が吾人二三の専有ではなく社會公共（即ち諸君）の事業であることは愈々明白になった」「此後は吾人理事が寄附行為の範圍内に於て法人（上毛孤児院）の目的に従つて眞面目に其事務を執つて行きさへすれば決して法人の存立を危くする様なことはないのですから、事業の基礎が全然鞏固になった次第です」と述べ「縣下の志士仁人よ諸君が若し一炬の資を投ずることを吝まなければ縣下唯一の本院の事業は上毛の野に於て爛然として益其光輝を放つに至るであらふ」と、更なる県民の支援を訴えた。そして、「先づ何れの地方を問はず若し孤児（眞に兩親なきもの）あらば之を本院に送られよ、院舎の許す限りは必ず収養して彼等を教養することを努むべし」と述べている。このことは、既に、『孤児乃友』第一号において支援者たちに訴えているが、従来、各地の基督教會員、県、市町村、警察を通じて入院児童は院へ送られてきたのであったが、それを一般県民の範圍まで拡大しようとしたものであった。

このように、財団法人化と共に事業の拡大が図られていったが、同時に、法人に必要な規則も整備されていた。先ず、申請に伴なつて提出された寄附行為に関する規則は、左記のように制定、許可を受けた。

上毛孤兒院寄附行為書⁽⁷⁾

第一章 目 的

第一條 本院ハ基督教主義ニヨリ洽ク無告ノ孤兒ヲ教育スルヲ以テ目的トス

第二條 本院ハ行政廳ヨリ棄兒、迷子、遺兒ノ教育ヲ囑托セラレタルトキハ之ニ應ズ

第三條 院兒ノ學齡ニ達シタル者ハ凡テ前橋市立小學校ニ於テ普通教育ヲ受ケシム

第四條 將來院兒ヲ獨立自活セシメンガ爲メ其成長ニ從ヒ各自適當ノ職業ヲ習得セシム

第五條 院兒ノ性質善良ニシテ學識優等ナル者ハ更ニ高等ノ教育ヲ受ケシム

第二章 名稱及位置

第六條 本法人ハ上毛孤兒院ト稱シ事務所ヲ前橋市岩神町百四十九番地及百五十番地ニ設置ス

第三章 資 産

第七條 本院ノ資産ハ左ノ如シ

一 世間特志者ノ寄贈金品

二 基本財産及其ノ收入

三 院兒ノ勞働ニ依リテ得タル收益

四 行政廳ノ補助金

五 行政廳ヨリ受クル棄兒、迷兒、遺兒ノ養育實費

第八條 寄附ヲ分チテ臨時、贊助、指定ノ三種トス但シ寄附者ハ本院ノ事務ニ關シテハ意見ヲ陳ベ若クハ資産ニ

關シテ其指定ニ違ヒタルトキ返還ヲ求ムルノ外何等ノ權利ナキモノトス

第九條 臨時寄附トハ時期ヲ定メズシテ隨意金品ヲ寄附スルモノ、贊助寄附トハ豫メ金額物品ヲ定メ、期ヲ約シテ寄附スルモノ、指定寄附トハ金品使用ノ目的ヲ指定シテ寄附スルモノヲ稱ス

第十條 基本財産指定ノ補助金及寄附金品ハ直ニ基本財産ニ編入ス

第十一條 基本金ハ確實ナル銀行ニ寄托シ之ヲ保管ス

第十二條 基本財産ハ本院ノ經費ニ費消スルコトナシ

第十三條 本院ノ經費ニハ左ノ五種ヲ以テ充ツ

一 世間特志者ノ寄贈金品

但シ基本財産指定ノモノヲ除ク

二 基本財産ヨリ生スル収益

三 院兒ノ勞働ニヨリ得タル収益

四 行政廳ノ補助金

但シ基本金指定ノモノヲ除ク

五 行政廳ヨリ受ケタル棄兒、迷子、遺兒ノ養育實費

第十四條 本院ハ毎年末ニ於テ収支ヲ決算シ剩餘ハ翌年ニ繰越スカ或ハ基本財産ニ編入ス

第四章 役員

第十五條 本院ニ左ノ役員ヲ置ク

財産管理理事 壹名

養育主任理事 壹名

出納主任理事 壹名

第十六條 理事ニ欠員ヲ生ジタルトキハ現任理事ノ多數決ニヨリ後任理事ヲ選任ス

同數ナルトキハ第十八條第二項ニヨリ之ヲ定ム

第十七條 理事ハ無報酬トス

第十八條 法人ノ事務ニ關シ理事ニ於テ意見アルトキハ合議ノ上多數ニヨリ之ヲ決ス

同數ナルトキハ設立者タル理事、設立者タル理事ナキトキハ先任理事之ヲ決ス先任理事ナキトキハ豫メ抽籤シテ之ヲ決スベキ理事ヲ定ム

本規則は第一條、第四條の第一項については、明治二五年六月の「上毛孤兒院設立主意」の「定則」を引継いだものであった。従つて、財団法人化によつて院経営の方針が大きく変わったわけではなく、以前の「定則」をもとに、対象兒童の入院の経路（第二條）、院経営の財政基盤について（第七條）、役員（一五條、一六條、一七條、一八條）について明確に規定したといえよう。役員に關しては、創立以来の財政担当宮内文作、養育主任金子尚雄という職務分担で運営してきたのに対し、さらに出納主任理事を加え、法人事務に關しては理事の合議によることもある旨明確にしており、この点は従来までと異なる点であった。

寄附行為書第一五條に基づき

財産管理々事 宮内 文作

養育主任理事 金子 尚雄

出納主任理事 徳江 亥之助

が選任された。徳江亥之助は前橋在住の弁護士で、これまでも上毛孤兒院を支援してきた人物であった。さらに

一九〇一（明治三四）年九月九日の内務省指令に基づき「理事任免」に関する規定も設けられた。

このように財団法人化に伴って院経営組織規程の整備が行なわれたが、入院児童に関する規程はこれより遅れ、一九〇七（明治四〇）年頃「上毛孤児院細則」⁽⁸⁾として制定されたと思われる。

院役者＝職員についてはどうであつたらうか。表3によってみていきたい。創設当初の院主、発企者、主任夫妻の五人で施設は開設され、しかも入院児童の養育は主任夫妻二人の担当であつた。この体制も創設の翌年、発企者横地源七郎、院母金子かつ子の死亡によりくずれ、以後の約六ヶ月間は院主宮内文作、主任金子尚雄の肩にかかつていたのであつた。一八九四（明治二七）年六月、院母金子かつ子を迎えたことによつて院主、主任、院母の三人体制がととのつた。さらに一九〇〇（明治三三）年頃より院婢、院僕が各一人ずつ加わつた。翌年の財団法人化に伴ない、石垣事務員が採用された。翌々年の一九〇二（明治三五）年には藤巻事務員も採用され、事務員二名となつた。しかし、彼らは、賛助金、臨時寄附金募集、慈善演芸幻灯会の担当者であつて、児童の養育にはほとんどかわらなかつたといつてよい。

入院児童の数は表4にみられる通り、二〇人を超え、一九〇二（明治三五）年には三二人であつたのだから、養育担当専門の職員が必要であつたことは言うまでもないことであつた。しかし、こうした職員は雇われず、年長児をもつてあつたのであつた。

（註2）『上毛孤児院十年紀』附録二三頁

（註3）『同右』同右 二五頁

（註4）上毛愛隣社所蔵資料『院ノ組織並ニ其登記ニ関スル』所収

（註5）民法は明治二九年四月二七日に公布されが、三二年六月二日施行されている。その施行法第一九条は「施行前

児童収容施設の形成・展開過程

表3 院役者一覧 (1892(明治25)～1902(明治35))

	1892 (明治25)	1893 (明治26)	1894 (明治27)	1895～1900 (明治28) (明治33)	1901 (明治34)	1902 (明治35)
宮内文作 (1834(天保5)・ 1・22生)	● (58)	● (59)	● (60)	● (61)～(66)	● (67)	● (68)
	院主				財産管理々事	
横地源七郎 (1893(明治26)・ 3・27没)	● (61)	● (62)	発起者			
金子尚雄 (1868(明治元)・ 1・28生)	● (25)	● (26)	● (27)	● (28)～(33)	● (34)	● (35)
	主任				養育主任理事	
金子かつ子 (1893(明治26)・ 12・1没)	● (22)	● (23)				
	院母					
金子おなじ (1873(明治6)・ 8・15生)			● (21)	● (22)～(27)	● (28)	● (29)
			院母			
石垣七三郎					●	●
					事務員	
藤巻新助 (1881(明治14)・ 7・13生)					● (21)	●
					事務員	
院婢					● ?	●
院僕					●	●
年長児					●	● 1人
徳江亥之助					●	●
					出納主任理事	

註. () 内の数字は年齢

資料 『上毛愛隣社八十年史』および『孤児乃友』院況一斑より作成

表4 院 児 増 減 表 (明治35年11月調査)

計	一 九 〇 一 (明治35)	一 九 〇 一 (明治34)	一 九 〇 〇 (明治33)	一 八 九 九 (明治32)	一 八 九 八 (明治31)	一 八 九 七 (明治30)	一 八 九 六 (明治29)	一 八 九 五 (明治28)	一 八 九 四 (明治27)	一 八 九 三 (明治26)	一 八 九 二 (明治25)	年 度			
	24	5		1	4		1	1	4		1	7	男	入	增 員
23	1	2	2	3	3				2	4	2	4	女	院	
4	1				1	1	1						男	預	
1		1											女	児	
52	7	3	3	7	4	2	2	6	4	3	11	計			
6				2		2				1	1	男	退	減 員	
6		1		1				1	1	2		女	院		
3									1	1	1	男	逃		
1									1			女	走		
1					1							男	死		
3		2	1									女	亡		
20	0	3	1	3	1	2	0	1	3	4	2	計			
	18	12	12	11	9	9	9	7	3	4	5	男		年 未 現 員	
	14	13	13	12	10	7	7	7	6	4	4	女			
32	32	25	25	23	19	16	16	14	9	8	9	計			

資料 『上毛孤児院十年紀』附録54頁

からの独立の社団又は財団」についてふれた条項で以下の通りである「①民法施行前ヨリ独立ノ財産ヲ有スル社団又ハ財団ニシテ民法第三十四条ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス②前項ノ法人ノ代表者ハ民法第三十七条又ハ第三十九条ニ掲ケタル事項其他社員又ハ寄附者力定メタル事項ヲ記載シタル書面ヲ作り民法施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ之ヲ主務官庁ニ差出タシ其認可ヲ請フコトヲ要ス（以下省略）」

本条項ニ該当スル民法第三十四条規定「慈善ニ関スル財団」として、認可願の申請を行ったのであった。

（註6）『上毛孤児院十年紀』附録 五八～六一頁

（註7）上毛愛隣社所蔵資料『上毛孤児院規則』所収

（註8）同右資料中所収

三 上毛孤児院財政の整備過程

1、創設当初の院財政

既に創設当初の院財政については拙稿「児童収容施設と支援する人びと」（『上毛愛隣社90周年記念誌』一九八二年）において、次のことを明らかにした。

一八九二（明治二五）年より一八九七（三〇）年までの院財政は

一、院主宮内文作及び養育主任金子尚雄の負担

。寄贈金品のかかりを宮内文作がまかなっていたこと

。ノイス氏よりの金子への俸給も初期には院経営を支えたこと

。両者の無報酬による献身

二、上毛孤児院設立賛意者による支援

。『寄附金品控帳』に明らかである

三、明治二七年慈善演芸会、二九年の横浜に於ける宣教師からの寄附募集

といった民間人の力によって成り立っており、多額を数人というのでなく、多くの人々のそれぞれの力に応じ
ての支援によって成りたっていた。

しかし、こうしたやり方では、院の財政はいつまでも不安定であった。そこで一八九七（明治三〇）年には基
本金募集が行われ、一八九八（明治三一）年には予約寄附を広く県民一般に行い、さらに一八九九（明治三二）
年には賛助員組織へと拡大していった。そして、一九〇〇（明治三三）年には、慈善救済資金より基本金補助を
受けるようになった。財団法人の認可を受けた一九〇一（明治三四）年には院設備費募集をかねた慈善演芸会が
開催され、以後継続して開催されることになった。このように一八九七（明治三〇）年代に入ると院経営組織の
整備と相まって、院財政基盤の安定化も目ざされたということができよう。

前述した財団法人上毛孤児院の「寄附行為書」の第三章は資産の性格、院経費について規定している。ここで
は、院資産、院経費のうち、「世間特志者ノ寄贈金品」、「行政庁ノ補助金」ならびに「行政庁ヨリ受ケタル棄
児、迷子、遺児ノ養育実費」について検討したい。

第一の「世間特志者ノ寄贈金品」については、この期に確立された賛助員組織ならびに慈善演芸会についても
触れることとする。第二の「行政庁ノ補助金」等に関しては、慈善救済資金制度による基本金補助に焦点をあて
てみていくこととしたい。

② 賛助員組織の設置

入院児童の年末現員は、明治二九（一八九八）年には一六名に達し、創設当初のような懇意なる人々の善意の

持ちよりだけではまかなえなくなってきた。衣食だけの充足だけでは事足りず、住空間の拡充も必要となるわけで必要経費の拡大は必須であった。そこで、一般の人々に協力を求める賛助員募集策がとられることとなった。

明治三一（一八九八）年、院主宮内文作は左記の趣意書を市内に配布、予約寄附金の募集を開始した。⁹

世の中の憐れのを助けるは吾人の義務であると兼々信じてゐました去廿四年尾濃震災の話聞きし其時より憐れのものの中でも最も憐れな孤児を救ひ育てゝ己の義務の幾分でも盡したいと覺悟を定め、故横地源七郎氏と相談して上毛孤児院を發起したのは實に七年前でした、恰度現主任金子尚雄氏は自ら奮發して其任に當り創立以來始終遇らぬ熱心と誠意とを以て盡されるので漸次に進歩して諸事能く整ひ歳月と共に社會の信用をも得、今では十六人の孤児と主任夫妻等合せて十九名の大家族となりました、在院の兒童は新に父母の慈愛に接し見捨られた境遇から拾はれて現今では良家の子女と一般に學校にさへ通ふ身の幸となつてゐます。

本院今日の成果は世の慈善家の篤心と主任者の勞苦とによる事は勿論ですが、しかし漸く孤児の數も殖えて来るばかりでなく、追日擴張せねばならぬ必要は目前に迫り居るのに頃日物價非常に騰貴するにつれて食料の米麦のみにても一日に六升、一ヶ月には一石八斗も要るので、それに衣服のことから教育の費用までを加算すれば維持上の困難は實に容易の事ではありません。

本院今日の有様を見ながら決して主任者の奔走に任せて置く譯になりませんから發起者たる自分は一層奮發して出来る限りを盡す覺悟ですけれど自分は元來資産の乏しいもので到底獨力を以て此大事業を支持する事は出来ないのです夫れ故に廣く江湖同情の仁士に訴へて本院の爲めに多少とも毎月豫約の寄附金を仰ぎたいと思ひます、何卒諸君が私の微衷を察せられて上毛孤児院の爲め一滴の涙を濺いで下さる様に願ひます。

しかし、この呼びかけに応じた者は、現金の部において八人、その金額一円二五錢、白米の部において四二

人、その量四斗三升に過ぎなかった。とはいえ、他に経費捻出の道もなく、翌三二（一八九九）年二月には、月報『孤兒之友』二号誌上において、広く一般に呼びかけ賛助員組織の確立によって院財政の安定を図ろうとしたのであった。この時の「賛助員募集趣意書」は以下のものであった。

賛助員募集趣意書

回顧すれば明治廿五年の初夏一小茅屋を賃して孤兒救済の事業に着手してより彼等と寢食を共にし更に経験なき身を以て彼等を教養するの大任を負ひ或時は毫も躓つけられしことなき頑童の爲めに幾度か失望の谷に陥り涙に咽びつゝ彼等か改善の道を求め或時は吾人の不徳なる世人をして本院の主意を誤解せしめて物好きてふ一言の下に冷評し去られ剩へ屢米艱の資に窮して飢餓の淵に沈みしことありと雖も幸に天祐と人助とによりて精神を鼓舞せられ凡ての逆境に耐へ百千の苦艱を忍び其間多少の経験を積み事業も漸く其緒に就き今や児等は小學校に於て普通の教育を受け一女二男の年長児は各専門の職業を修むるの幸運に達したるのみならず既に院舎を増築して男女の室を分ち敷地を購入して本院の位置を確定するを得たり之を既往に徴して將來を想像すれば本院の前途尙未だ遼遠なりと雖も而も益多望なるを疑はず故を以て先づ本院の基礎を鞏固にし而して其目的の幾分を遂ぐるを得ば更に進んで事業を擴張し吾人か年來の宿望なる不良少年の感化及出獄者保護等に着手せんとするの情誠に切なり之れ實に孤兒教育と共に両々相待って以て人世の悲運を慰め社會の害毒を醫する最要急務たるを信ずればなり世間仁俠の士冀くは本院の賛助者として毎月定額の金員を寄附せられ吾人其局に當るものをして幸ひに内顧の憂を忘れて事業を經營し全力を集注して兒童を教養せしめは當に本院の幸福なるのみならず又以て諸君の志を成すに庶幾からん乎

児童収容施設の形成・展開過程

表5 予約寄附白米数量 (M32年)

月 別	人 員	白 米 量
1月	59	6升2斗
2月	54	5"3"
3月	42	4"6"5合
4月	55	6"3"5"
5月	55	5"8"
6月	57	5"7"5"
7月	60	6"2"
8月	63	6"2"5"
9月	59	6"1"
10月	58	5"8"
11月	55	5"5"5"
12月	55	5"5"5"
計	653	6石9斗5升

資料『孤兒乃友』12号明治33年1月

明治卅二年二月 上毛孤兒院

概 則

一、此趣意書を賛成して毎月豫定の金額を寄附せらるゝ者を賛助員とす

一、各賛助員へは本院の月報を呈し以て毎月の収支及び院内の状況を報告す

一、各地方の特志家に委員の事務を囑託し賛助金募集月報の配付孤兒入院等の周旋を冀ふものとす

この賛助員募集趣意書の呼びかけに応じて予約寄附白米並びに賛助金を寄せた人々は、この年で、予約白米延六五三名、六石九斗五升、賛助金額一八七円九七錢三厘であった。月別の予約白米数量は表5の通りであった。

一九〇〇（明治三二）年より一九〇一（明治三五）年にかけて寄せられた賛助金、米は、表6にまとめた、これによると、『孤兒乃友』で、「賛助員募集毎月金十錢宛の寄附者一千名を募り以て本院の維持を易からしめ進んで事業の擴張をなさんとす、伏て仁人の翼賛を冀ふ本院への送金は前橋市桑町郵便受取所に宛て御振込を乞ふ」と呼びかけた一千名の目標に、四年目にして達したことがわかる。

こうした賛助員組織に基づく寄附の他に、臨時寄附品の収集、慈善演芸会による院舎改築費募集も実施されているが、稿を改めてそれらについてはふれたい。表7「収支一覧」にみられる通り、賛助金、臨時寄附金の院財政にしめる比重の大なることについては指摘しておくに留めたい。この頃は慈善演芸会については、院設備費

表 6 賛助員一覧——白米・現金別

月	1900 (明治33)				1901 (明治34)				1901 (明治35)			
	白 米		現 金		白 米		現 金		白 米		現 金	
	人数	数 量	人数	金 額	人数	数 量	人数	金 額	人数	数 量	人数	金 額
1月					18	1斗5升5合	412	53円35銭	17	1斗4升5合	662	85円97銭
							430人				679人	
2月							425	54円85銭			674	86円37銭
							443人				691人	
3月							436	57円5銭			678	86円72銭
							454人				695人	
4月	63	5斗8升	90	18円00銭			441	57円55銭			680	86円72銭
			153人				459人				697人	
5月			97	18円65銭	17	1斗4升5合	449	59円35銭			690	88円17銭
			160人				466人				707人	
6月	73	6斗5升5合	107	20円95銭			458	60円35銭			690	88円2銭
			179人				475人				707人	
7月	74	6斗6升5合	128	23円35銭			487	64円35銭			703	89円8銭
			201人				504人				720人	
8月	76	6斗9升	142	25円35銭			532	70円90銭			703	88円98銭
			217人				549人				720人	
9月	76	6斗9升	142	25円45銭			585	76円55銭			714	90円38銭
			218人				602人				731人	
10月	70	6斗3升	203	37円90銭			594	77円45銭			717	87円68銭
			273人				611人				734人	
11月	19	1斗6升5合	349	46円85銭			604	78円45銭			966	117円98銭
			368人				621人				983人	
12月							634	82円85銭			1,042	125円98銭
							651人				1,059	
合計					208	1石7斗8升	6,054	793円5銭	204	1石7斗4升	8,919	1,125円5銭
					延人員 6,251人				延人員 9,123人			

註 1 1900年の1月、2月、3月、12月については院況一班としては賛助員についての記載がみられない。従ってこの年の合計は算出できなかった。

註 2 各月の下段は白米、現金あわせたの賛助者数である。

資料 『孤児乃友』院況一班より作成

児童収容施設の形成・展開過程

表7 収 支 一 覧

収 支 別	年 費 目	明治32 (1899)	明治33 (1900)	明治34 (1901)	明治35 (1902)
収	前年度繰越金			円 銭厘 23 96 3	
	臨時寄附金	円 銭厘 554 09 2	円 銭厘 489 40 7	258 27 5	円 銭厘 448 47 0
	賛助金	187 97 3	340 26 7	678 39 6	930 25 0
	慈善演芸会収益		72 47 35		
	基本金利子		4 32 0	17 76 8	28 37 1
	教育費	52 86 1	159 19 7	201 05 2	167 72 2
	借入金		50 00 0	200 00 0	
	雑収入	20 60 0	9 90 0	37 31 2	39 23 5
	指定寄附金				184 95 6
	合 計	815 52 6	1,125 56 45	1,416 76 6	1,799 00 4
入	繰越不足金	52 30 0	25 01 6		54 55 7
	賄 費	231 58 8	337 69 1	485 30 3	722 89 6
	被服費	57 93 3	74 91 5	98 50 4	175 37 0
	学事費	52 36 7	79 33 0	73 37 3	102 48 7
	衛生費	8 20 5	13 97 5	16 92 7	19 59 5
	燃料費	40 89 0	54 19 9	57 84 0	87 38 0
	通信費	7 99 0	15 43 0	14 50 0	18 66 3
	支給費	66 52 7	69 65 1	54 73 1	171 32 2
	交際費	16 97 5	14 92 0	13 22 5	26 83 5
	旅費	25 54 0	20 82 0	52 10 0	49 33 2
	義務費	12 48 9	17 44 6	26 67 4	25 60 8
	孤児乃友印刷送費	90 72 0	83 46 5	89 26 0	182 55 0
	院舎修繕費	13 05 9	94 20 0	30 11 5	
	土地購入費		13 00 0	230 00 0	
	登記料			39 04 0	
	負債利子			20 00 0	5 00 0
	負債償却費		50 00 0		
	蒲團新調費		7 60 0		
	風呂桶新調費		5 00 0		
	基本金預入		10 00 0		
	クリスマス費				9 27 0
	十年紀祝会費				81 65 0
	十年紀印刷費				114 20 5
	諸雑費	152 02 9	115 89 7	159 75 1	149 09 0
	合 計	828 61 2	1,102 55 5	1,471 34 3	1,995 81 0
	差引残高	- 25 01 6 註(- 13 08 6)	23 96 3 註(23 00 95)	- 54 57 7	196 80 6

註 計算によると () 内の数字となるが、どの費用に関して金額に誤りがあるのか確かめる資料がないので資料の通りの数字を掲載したもの。

資料 『孤児乃友』12号, 13号~25号, 38号, 49号より作成

募集ということで別途会計にしているため本表には一回分の収入しか掲載されなかったのである。

3、慈恵救済資金制度による基本金補助

一八九八（明治三一）年一月廿三日、群馬県議会より県知事宛、「慈恵救済資金ノ内ヨリ上毛孤児院へ相當ノ救恤金御下附相成度」⁽¹⁰⁾と建議書が提出された。これを受けて県は内務省に対し、上毛孤児院へ「明治三三年度ヨリ向十ヶ年度間毎年度慈恵救済資金利子ノ内ヨリ金百円ツ、上毛孤児院ニ下付セントス」⁽¹¹⁾と伺をたてた。この伺は受け入れられ、一九〇〇（明治三三）年より、上毛孤児院は慈恵救済資金の内より基本金補助を受けることとなった。

慈恵救済資金制度は、一八九七（明治三〇）年、英照皇太后の死に伴い下賜された四〇万円に公私の抛金を合わせて設けられたものであった。内務省はこの年、次のような達を各府県に出した。

宮内省
内事課 甲第一一號⁽¹²⁾

群馬縣

今般

詔勅ノ旨ニ由リ其縣へ整理公債証書額面六千九百円下賜相成候條

御旨意ヲ奉シ慈恵救済事業ノ資本ニ補充ノ目的ヲ以テ適當ノ方法相立施行濟届出ヘシ此旨相達ス

明治三十年一月三十一日

宮内大臣伯爵土方久元閣

訓第一四八号

今般

大喪ニ際シ特ニ慈惠救済ノ資ヲ補ハシムルノ思召ヲ以テ整理公債証書下賜相成候ニ就テハ深ク聖旨ノ存スル所ヲ奉體シ左ノ方法ニ依リ永遠ニ御趣旨ノ貫徹スル様慎重ニ取計ハルヘシ

一、恩賜金ハ本縣經濟中特別會計トシテ整理スルモノトス

一、府縣ニ於テ慈惠病院孤兒院又ハ感化院等ノ如キ慈惠救済ノ趣旨ニ出タル事業ニシテ其ノ基礎確實ナルモノアルトキハ恩賜金ヨリ生スル利殖金ヲ下付スルコトヲ得但場合ニ依リテハ恩賜金ヲ其事業ノ資金トシテ下付スルモ妨ナシ

資金ヲ下付スル場合ニ於テハ之ヲ費消セシメサルハ勿論其他事業ニ對シ周倒ナル監督方法ヲ設クヘシ

一、府縣ニ於テ前項ノ如キ事業ナキトキハ将来成ルヘク確實ナル慈惠救済ノ事業ヲ起スノ基本金トナスノ目的ヲ以テ適宜ノ方法ヲ設ケ資金ノ増殖ヲ圖ルヘシ

一、慈惠救済ノ事業ニ對シ恩賜金及其利殖金ヲ支出セントスルトキハ府縣會ニ付議スル前豫メ其ノ目的方法ヲ定メテ具申スルヲ要ス

右訓令ス

明治三十年二月二十日

内務大臣伯爵樺山資紀

群馬縣知事石坂昌孝殿

天皇、皇后等皇室関係者の死亡に際し、窮民に對し、振恤という形で施米など行われたという記録は古代以来数多く目にすることができ⁽¹³⁾る。ここに掲げた慈惠救済資金制度は、基礎が確實である慈惠病院、孤兒院、感化院等の慈惠救済事業に資金補助しようとのものであった。しかし、この資金は、自由に使える性格のものではな

く、上毛孤児院に対しても、左記のような細かい指示がなされた。
指令第八二號⁽¹⁴⁾

前橋市桑町三十一番地

上毛孤児院院主

宮内文作

同市岩神村百四捨九番地

上毛孤児院主任

金子尙雄

明治三十三年六月廿一日付上毛孤児院基本金補助申請ノ件聞届ケ慈恵救済資金ノ内ヨリ金壹百円下附候条左掲ノ事項將來無相違遵行スル旨請書提出ノ上現金請求スヘシ

明治三十三年七月十一日

群馬縣知事

古 莊 嘉 門

群馬縣
知事印

- 一、孤児院ノ施設經營ニ関シテハ縣知事ノ監督ヲ受ケ及其指示誘導ニ従フ
- 二、收容兒童學齡ニ達シタルトキハ公立學校ニ就學セシメ且學令ヲ過タルトキハ實業ノ練習ヲ受ケシムルコト
- 三、補助金ハ基本財産ニ編入シ元本ヲ費消セサル
- 四、補助金ハ國債証書ヲ購入シ若クハ確實ナル銀行ニ寄託スル
- 但銀行ニ寄託スルトキ若クハ寄託替ヲ為シ又ハ國債証券ヲ購入シタルトキハ届出スル
- 五、補助金ノ利子ハ孤児、棄児、迷子ノ養育以外ニ費消セサル
- 但他ノ慈恵事業ニ費消セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘキ

六、知事ニ於テ會計帳簿並ニ現金証書証券ノ類ヲ検閲セントストキハ真ニ其要求ニ應スルヲ

七、毎年度豫算ヲ其ノ年度ノ初メニ於テ毎年度決算ヲ翌年度(何)月迄ニ届出ツルヲ

八、孤児院ヲ廢スルトキハ下付ノ補助金ハ之ヲ返納スルヲ

本指令は施設経営に対する県知事の監督・指示・誘導を受けること、学齢児童の就学を条件とし、さらに、補助金は基本財産に編入し元本を費消してはならない等とし、予算決算の報告を求めたものであった。

本制度による基本金補助の額は、上毛孤児院財政全体からみると大きな位置はしめなかったが、県が「起案ノ説明」にあたって「其額少ナリト雖モ十年ノ後千円ノ基本財産ヲ得ヘク他又廣ク慈善家ノ同情ヲ得ン乎事業、擴張得テ期スヘキナリ」と述べているように、社会的信用を得るためには役だったようであった。当時、こうした孤児院に対する社会的評価は、「乞食の親分くらい」にしか見られなかったと博愛社(大阪府所在の孤児院)社長小橋カツエは指摘している。そして石井十次設立の岡山孤児院に宮内省からの下賜金が出たことについてふれ、それは「当時人々を驚かすに十分の出来ごとであった。その影響は広くかつ大きかった」と述べている。⁽¹⁶⁾

(註9) 『上毛孤児院十年紀』(附録)二五～二七頁

(註10) 群馬県庁所蔵資料『慈善救済資金関係書類内務部第一課』所収

(註11) 同右

(註12) 同右

(註13) 辻善之助編『慈善救済史料』複製版平楽寺書店、一九七六年を参照されたい。

(註14) 上毛愛隣社所蔵資料『基本金ニ関スル』所収

(註15) 群馬県庁所蔵資料『前掲文書』所収

(註16) 柴田善守『石井十次の生涯と思想』春秋社一九六四年八月

四 結語にかえて

以上、本稿では、上毛孤児院の経営、財政の整備過程をみてきた、創設当初、院設立賛意者の周辺に支援を求め、きわめて不安定な経営を進めてきた上毛孤児院が、この期に基本金制度、賛助員制度の導入、慈善演芸会の開催等を実施、機関誌『孤児乃友』を発刊、かねてより申請の財団法人化を契機に、支援の輪を「身内の人々」(前橋教会員等を中心とする基督教会員たち)から、一般県民へと拡大し、院経営の安定を図ろうとした。しかし、収支一覽にもみられるように、なかなか安定した経営は得られなかった。

結語と言うには資料の分析が不十分であり、資料の整理を試みたに過ぎないが、更に作業を進め、今析を深めたい。

付記 本稿は、昭和56・57年度文部省科学研究費一般研究Cにおいて「明治期育児施設の形成過程に関する研究——上毛孤児院の構造分析を中心に——」(課題番号五六五一〇二)の課題で助成を受けた研究の成果である。